

令和5年12月22日

米原市議会議長 矢野邦昭様

総務産業建設常任委員会委員長 吉田周一郎



刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会議規則第14条第2項の規定により提出する。

## 意見書第2号

### 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書案

冤罪は、罪を犯していない人が、誤った捜査や裁判により、自由を奪われ、刑罰によっては生命までをも奪われてしまう。冤罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、速やかに救済されなければならない。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済には気の遠くなるような年月がかかっている現状がある。

本県においても、湖東記念病院事件では、事件発生から再審無罪の判決が下されるまでに17年を要している。また、日野町事件では、一旦は再審開始決定が下されたものの、検察官の特別抗告により、いまだに係争中であり、再審への道が閉ざされたままである。

個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

我が国の刑事訴訟法では、その第4編において、再審に関する規定（以下「再審法」という。）が設けられているが、当該規定はわずか19条しか存在せず、再審請求手続に係る審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判官の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求に係る審理の公正性や適正性が、冤罪による被害者救済の見地から、十分に担保される仕組みとはなっていない。したがって、冤罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化と、裁判所の再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審は、冤罪被害者を救済するための「最後の砦」であり、再審法は直ちに改正されなければならない。

よって、本市議会は、国に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について再審法を改正することを強く求める。

#### 記

- 1 再審における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止
- 3 再審法における再審手続に係る法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

滋賀県米原市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣